流域治水型砂防事業の展開について

流域治水型砂防事業の展開

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえて、河川管理者等が主体となって国・都道府県・市町村・住民等の あらゆる関係者が協働して水災害を防ぎ、被害を減少させる「流域治水」が強力に進められている。
- 砂防事業では、災害リスクをハード対策をもってより低減する取り組みとして、林野事業と連携した「流域流木対策」 や「土砂・洪水氾濫対策」を実施するとともに、ソフト対策を組み合わせ、被災リスクを回避する取り組みとして、まち づくり部局と連携した安全なエリアへの居住誘導等の「防災まちづくり」や「警戒避難体制の整備」等を重点的に実施。

地域と行政が連携した流域治水

4)防災意識の啓発・グリーンインフラ整備の推進



砂防インフラツーリズム の推進



裸地斜面等における 植栽の実施

斜面対策や地域住民とも連携した 良好な樹林整備を実施。

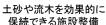
砂防インフラツーリズムの推進に より、防災意識の啓発を実施。

▶ ダイナミックSABOプロジェクトの 推進(R4年度)

行政が主体の流域治水

①土砂・洪水氾濫対策の推進







土砂・洪水氾濫の高リスク エリアを抽出を支援

土砂と洪水が相まって氾濫する土 砂・洪水氾濫等による被害が頻発し ていることを踏まえ、土砂や流木を効 果的に捕捉できる施設整備を実施。

- 大規模特定砂防等事業を拡充し、 土砂・洪水氾濫リスクを踏まえた施 設配置に基づく、対策を促進
- ▶ (R2年度)

③土砂災害リスクを踏まえた 防災まちづくりの推進



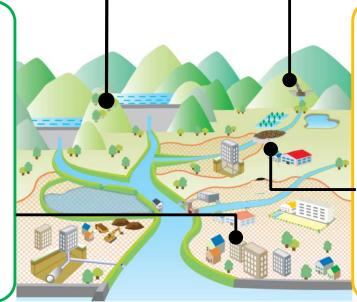




警戒避難体制の整備支援

安全な場所への居住移転などの防災まちづくりや、 ハザードマップの作成・周知、避難訓練、警戒避難体 制の整備に対する支援を実施。

▶ まちづくり連携砂防等事業を拡充し、まちづくりと 砂防事業の計画が一体的に策定されている居住 誘導区域等において重点的に土砂災害対策を実 施し、防災まちづくりを促進(R5年度)



②流域流木対策の推進

~林野事業との連携~



砂防事業による捕捉



治山事業による 森林整備状況

流域全体の流木被害を防止・軽減するため、林野事 業と砂防事業が連携して対策を実施。

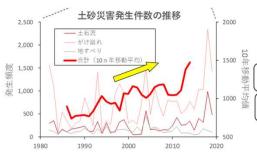
> 大規模特定砂防等事業を拡充し、林野部局と連携し て流木発生の抑制や流木の捕捉・処理に係る統一 の計画を策定、効率的・効果的な流木対策を促進 (R4年度)

土砂・洪水氾濫対策の推進

- 気候変動の影響に伴う豪雨の増大によって、甚大な被害を伴う土砂・洪水氾濫が全国各地で発生。
- 土砂・洪水氾濫リスクの高い流域を抽出し対策を推進。

土砂・洪水氾濫の現状

1. 土砂災害の頻発化・激甚化



土砂・洪水氾濫は西日本だけ ではなく、全国で確認されるよ うになった。

● 平成25年以前に発生

十砂・洪水氾濫の発生状況

2. 土砂・洪水氾濫による被害



土砂・洪水氾濫が発生すると、広範囲に土砂や流木が氾濫・ 堆積することから、甚大な被害が発生し、災害後の復旧·復興 に時間を要することから、早期の対策が必要。

土砂・洪水氾濫対策の推進

○ 土砂・洪水氾濫のリスクの高い流域の抽出



土砂·洪水氾濫域

「土砂・洪水氾濫により大きな被害のおそれのある流 域の調査要領(案)」に基づき、土砂・洪水氾濫のリスク の高い流域を抽出する。

土砂・洪水氾濫の高リスクエリアとなる条件

発生ポテンシャル 土砂·洪水氾濫 高リスク流域

・過去に土砂・洪水氾濫が発生した流域

同様の地形的特徴を有する渓流

被害ポテンシャル

保全対象がある

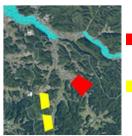
・近年、土砂・洪水氾濫が発生した流域と||土砂・洪水氾濫により大きな被害の おそれのある流域の調査要領(案)

○ 土砂・洪水氾濫リスクを踏まえた施設配置計画を策 定し、重点的な対策を実施。



慗借

従来計画 による砂 防施設



施設の集約に資す る游砂地等の効率 的な施設

集約化後も必要な

※図はイメージ

従来計画 : 上流域の土石流危険 見直し後 渓流に集中的な施設 の計画

効率的な施設を配置する一方で、上 流域の土石流危険渓流はまちづくり と連携したソフト対策を推進

施設配置計画を見直し、遊砂地等の効率的な施設を配備する ことで、砂防施設の集約、早期の効果発現を図る。

流域流木対策の推進

○ 土砂・洪水氾濫対策に加えて、流域全体の流木被害を防止・軽減するため、林野部局と連携し、流域流木対策を推進。

流域流木対策の必要性

1. 流木被害の増大

近年の気候変動による土砂・洪水氾濫の頻発化・激甚化に 伴い、毎年のように大量の流木が発生による被害が発生。



令和元年東日本台風(宮城県丸森町)



令和3年8月発生(青森県むつ市)



令和2年7月豪雨(熊本県津奈木町)



令和4年8月豪雨(新潟県村上市)

近年の流木流出による被害事例

流域流木対策による効果

流木発生 ポテンシャル調査 の実施 治山事業による 流木発生対策 調査検討

流域流木対策 計画作成

砂防事業



治山事業による林野整備等を考慮することにより、対策が不必要となった流木量

11.98**千**㎡

林野部局とともに流域・流木対策計画を策定することにより、 事業費の縮減と、事業期間の短縮が図られ、早期の安全確 保が可能となる。

流域流木対策の推進(林野部局との連携強化の取り組み)

○ 流域流木対策を推進するため、林野部局との連携を流域治水プロジェクトに記載を積極的に行い、連携を強化していく。 (令和5年2月 砂防部、林野庁連名通知)



北海道 美瑛川(直轄事業)

美瑛川における直轄砂防事業では、治山 事業を考慮した流木対策必要量の再検討を 実施し、林野庁と協働で策定した流域流木 対策計画に基づく対策事業を実施。





秋田県 雄物川での取り組み

流域内の関係機関とこれまで実施してきた 事業現場の交流及び、意見交換会を実施し 流域治水を広く知ってもらうきっかけとなるよ う治水事業と治山事業の交流会を開催。





奈良県・和歌山県での取り組み

各機関でこれまでに実施してきた事業現場の交流を行うことで、事業の円滑な推進と担当者の技術力向上を図るとともに、【流域治水】の中でどのように連携できるかを考えるきっかけとなるよう、砂防事業と治山事業の技術交流会を両県内にて開催。









高知県での取り組み

流域治水の考え方を踏まえ、国・県の砂防・治山部局において、同一水系・流域内における連携箇所の拡大などの連携強化に向けた方針のとりまとめを実施。







流域治水に基づき、治山・砂 防の連携を強化し、流木対策を 加速化することで、被害の最小 化を実現する。

<u>連携強化とは</u>

下記①~③に示すように、流域流木対策計画の策定のみならず、相互理解の促進や協働した取り組みから連携は始まります。

- ① 現場視察や勉強会の共催等による相互の事業内容に係る理解の醸成
- ② 地域住民等への防災教育・啓発、その他 広報に関する共同の取組
- ③ 自治体が参画する検討会等の共催

「砂防事業と治山事業の技術交流会」を開催しました



平成23年の紀伊半島大水害で発生した甚大な被害からの早期の復旧を図るため、紀伊半島では関係する国の機関および地方自治 体が連携しながら、砂防事業および治山事業を実施してきました。各機関でこれまでに実施してきた事業現場の交流を行うことで、各事 業の円滑な推進と担当者の技術力向上を図るとともに、今後【流域治水】の枠組みの中でどのように連携できるかをお互いが考えるきっか けとなるよう、砂防事業と治山事業の技術交流会を和歌山県内にて開催しました。※今後は奈良県内でも開催する予定です。

<開催日>

令和4年10月5日(水)~6日(木)

<開催場所>

和歌山県内における民有林直轄治山事業実施箇所(紀伊田辺地区) 和歌山県内における直轄砂防事業実施箇所(熊野地区・那智川地区)

<参加機関>

国土交通省 近畿地方整備局 紀伊山系砂防事務所

国土交通省 近畿地方整備局 大規模土砂災害対策技術センター

林野庁 近畿中国森林管理局 治山課

林野庁 近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所

林野庁 近畿中国森林管理局 和歌山森林管理署

奈良県 県土マネジメント部 砂防・災害対策課

奈良県 水循環·森林·景観環境部 森林資源生産課

和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 砂防課

和歌山県 土砂災害啓発センター

和歌山県 農林水産部 森林・林業局 森林整備課 計35名







熊野地区







ドローン撮影を活用した現場説明

紀伊田辺地区 下干谷西側区域





各機関での取組紹介

大規模土砂災害対策技術センターにおける研究 活動、林野庁におけるDXを活用した取組、和 歌山県における防災教育などを議題として意見 交換を行いました。









那智川地区









高知県における治山・砂防の連携について



安全に逃げる

1. 連携の背景

- <u>高知県</u>では、令和3年度末の土砂災害警戒区域等の指定の 完了とあわせ、「土砂災害防止対策実施方針」を新たに策定
- 同方針では、高知県下の<u>流域治水の考え</u>と足並みを揃え、「土砂災害を減らす」、「備えて住む」、「安全に逃げる」からなる対策を、「あらゆる関係者と協働」して取り組んでいくことを示した
- こうした協働した取り組みの一環として、<u>流木対策</u>について、 <u>国・県の治山部局・砂防部局と連携して行う方針</u>を、<u>関係者で</u> とりまとめた(次ページ)

2. 今後の取組

- 同一水系・流域内の連携箇所の拡大を図っていく
- 治山など<u>事業間の連携</u>により、<u>砂防事業を効果的に実施</u>している・ していくことを対外的にアピールし、<u>砂防事業への理解を促進</u>し、 対策の加速化につなげていく
 - 県内の流域治水協議会で、連携方針を共有
 - 県の砂防協会等の会議で、首長の方々に連携方針を共有
 - 県協会での要望資料において、県の取り組みとして紹介し、 国会議員等へも事業への理解の促進を図る



流域治水と同様の考えのもと、定めた方針

備えて住む



流域の関係者が連携して 流木対策を推進

四国森林管理局 四国地方整備局 高知県治山林道課 高知県防災砂防課

- 激甚化する自然災害において、被害を拡大する流木災害からいのちと暮らしを守るため、流木の発生抑制、発生流木の捕捉を効果的に組み合わせ、より確実な対策を推進
- 今後、治山・砂防といった流域の関係者の連携をさらに強化し、流木対策を加速化

流木をとりまく情勢

近年、流木による被害拡大が多発



流域の関係者が協働して対策に取り組む流域治水の加速化が、激甚化する自然災害の被害の最小化には重要



治山事業は 森林の対策 砂防事業は 渓流の対策 により流域治 水に参画

高知県内の連携事例(佐喜浜川流域)







上流域で森林からの流木の発生を抑制しつつ、仮に流木が発生 した場合でも下流の施設でこれ らを確実に捕捉

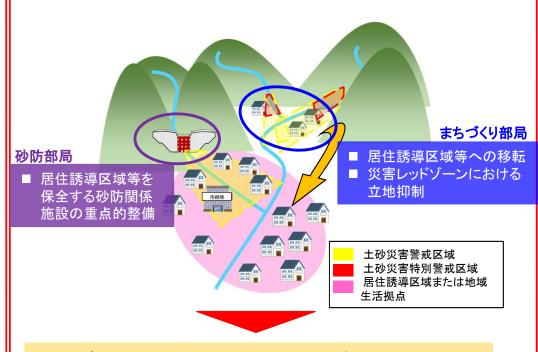
高知県の流域治水に基づく対策において治山・砂防の連携を強化して、流木対策を加速化し、被害の最小化を実現していく

土砂災害リスクを踏まえた防災まちづくりの推進

- 流域治水の一環として、土地利用や都市機能等に加え、土砂災害を含む災害ハザード情報を踏まえた区域設定をすることで、適切な防災まちづくりを推進。
- 本施策を進めるため、「まちづくり連携砂防等事業」の制度を拡充。

防災まちづくりによる効果

▶ 土砂災害リスクの高いエリアについて、災害レッドゾーンにおける 立地抑制を進めるとともに、居住誘導区域等の将来的に居住が継 続される地域において重点的な砂防事業の実施により、土砂災害 リスクを踏まえた防災まちづくりを実現。



まちづくり部局と連携することにより、災害リスクの回避と解消を組み合わせた施策展開が可能となり、早期の防災まちづくりの実現が図られる。

【新規制度】「まちづくり連携砂防等事業」の拡充」

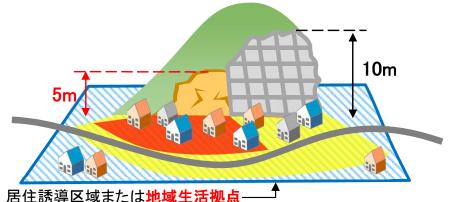
【採択要件】

市町村が作成するまちづくりに関する計画に、以下の記載があるものを要件として追加。

- ① 砂防関係施設の整備により安全を確保すべき区域
- ② 事前避難が困難な箇所等にある住宅に対して、土砂災害防止法に基づく移転等の勧告を活用すること
- ③ リスクが高い地域の居住人口を相対的に減少させる具体的目標

【拡充事項】

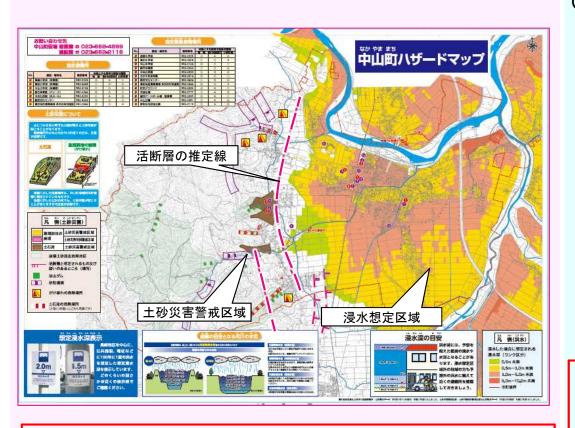
- ▶ 事業対象区域を、居住誘導区域に加え、市町村がまちづくりの計画に位置付けた地域生活拠点にまで拡大
- ▶ 急傾斜崩壊対策事業のがけ高の要件を10m以上から5m以上に 拡充



防災まちづくりの推進 ~山形県中山町の事例~

○ 山形県中山町においては、防災まちづくりを推進するためには、水害のみならず、土砂災害等も含めたハザード情報を踏まえた検討が必要となることから、制度推進と並行して、ハザード情報への活用方法についても検討を推進。

・山形県中山町のハザードマップ



▶ 中山町では土砂災害警戒区域や浸水想定区域に加えて、活断層と 推定される情報についても記載。

<u>・流域治水の推進に係る取り組み</u>

〇石子沢川流域治水勉強会(東北地整、山形県、中山町)



- ▶ 石子沢川流域における流域治水対策等の取り組みについて町・県・国が連携した勉強会を開催。第4回からは土砂災害リスクも踏まえたまちづくりのあり方について勉強会を実施。
- ▶ 会議では、特定都市河川指定に向けた取り組みを進めるとともに土砂 災害対策に関する情報について相互に共有。